

info

児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」について

児童扶養手当・特別児童扶養手当・母子および父子家庭等医療費助成を受けている方は、受給資格確認のため、毎年8月に「現況届」の提出が必要となります。期間中に「現況届」の提出がない場合、11月分以降の児童扶養手当、8月分以降の特別児童扶養手当の給付が受けられなくなりますので、必ず提出してください。

該当者へは「現況届に関する案内」を7月下旬頃に発送いたします。



- ・所得制限等により手当が支給停止、一部支給になっている方も「現況届」は必要です。
- ・「現況届」を提出しないで2年を経過すると、時効になり手当を受ける資格がなくなります。
- ・届出は、必ず受給者本人が行ってください。(代理人での受付はできません。)
- ・所得申告がまだの方は、現況届を提出する前に所得の申告をしてください。

受付期間 8/1(金)～29(金) 9:00～11:30、13:00～16:00 ※土日祝日を除く計20日間

受付会場 本庁舎東棟3階 大講堂(8/1(金)～8/22(金))
本庁舎東棟2階 こども家庭課(8/25(月)～8/29(金))

※児童扶養手当は、オンラインにて現況届を提出することができます。

詳しくは、「現況届に関する案内」をご覧ください。

※特別児童扶養手当は、今年度から郵送での手続きができず、会場での受付です。

詳細は
こちら



問 こども家庭課 ☎973-4983

info

日常生活用具給付事業品目追加のお知らせ

災害時の停電に備えるため、うるま市障がい者等日常生活用具給付事業における給付対象品目に、「発電機」「蓄電池」「足踏み式・手動式たん吸引器」の3品目が追加されました。

追加品目および基準額

- ・発電機:120,000円
- ・蓄電池:90,000円
- ・足踏み式・手動式たん吸引器:12,000円

対象者

【発電機・蓄電池】

身体障害者手帳の交付を受けた方、または難病患者等で、人工呼吸器が常時必要であること、または在宅ハイフローセラピーもしくは在宅酸素療法を行っていることが、医師の意見書により認められる方。(所得要件あり)

【足踏み式・手動式たん吸引器】

呼吸機能障害3級以上または同程度の者または身体障害者手帳の交付を受けた方で医師の意見書により一過性のものではなく、回復の見込みのない方で、当該用具によらなければ痰を出すことが困難であると認められる方。(所得要件あり)

注意事項

購入前の事前申請が必要です。

申請前の購入は対象となりませんので、ご注意ください。

詳細は
こちら



問 申 障がい福祉課 障がい給付係 ☎979-8780